

1 保育園とは

保育園とは保育を必要とする子どもの保育を行い、その健全な心身の発達を図ることを目的とする児童福祉施設です。

東浦町立保育園では、人間形成の上で幼児期が一番大切な時期との考えから、次のように「めざす子ども像及び保育の目標」、「保育方針」を持って保育しています。

2 めざす子ども像及び保育の目標

『心身ともにたくましく、よく遊ぶ子ども』

- ・生命の保持及び情緒の安定を図る。
- ・豊かな心情や思考力の芽生えを培う。
- ・心身の健康の基礎を培う。
- ・自主、協調性及び道徳性の芽生えを培う。
- ・生活の中で使える言葉を育て、言葉の豊かさを養う。
- ・様々な体験を通して豊かな感性や表現力を育み、創造性の芽生えを培う。

3 保育方針

- ・子どもたちが自ら「遊ぶ」「学ぶ」力を育てる。
- ・一人一人の子どもたちとしっかり向き合い、愛する心や豊かな人間性の基礎を育てる。

4 保育園の生活

(1) 保育園の一日【0～2歳児】

0歳児

登園 7:30-9:00
好きな遊び 9:00-9:15
おやつ 9:15-9:30
好きな遊び 9:30-9:45
朝の会 9:45-10:10
好きな遊び(おさんぽ・外遊び等) 10:10-11:15
給食 11:15-12:00
昼寝 12:00-14:30
おやつ 14:30-15:00
降園 15:00-16:00
延長保育 16:00-19:00

1・2歳児

登園 7:30-9:00
好きな遊び 9:00-9:25
おやつ 9:25-9:40
朝の会 9:40-10:00
好きな遊び(おさんぽ・外遊び等) 10:00-11:15
給食 11:15-12:00
昼寝 12:00-14:20
おやつ 14:20-15:00
降園 15:00-16:00
延長保育 16:00-19:00

(2) 保育園の一日【3～5歳児】

保育認定児(2号) 3～5歳児

コ ア タ イ ム	登園 7:30-9:00
	自由遊び 9:00-9:45
	朝の会 9:45-10:00
	主活動 (課題活動・一斉活動・自主活動等) 10:00-11:00
	給食準備(手洗い・うがい) 11:00-11:30
	給食 11:30-12:30
	自発的な遊び ※ (園児自ら選び生み出す遊び) 12:30-13:30
	おやつの準備 13:30-13:50
	おやつ 13:50-14:10
	帰りの準備 14:10-15:00
	降園 15:00-16:00
	延長保育 16:00-19:00

教育認定児(1号) 4～5歳児

登園 8:30-9:00
自由遊び 9:00-9:45
朝の会 9:45-10:00
主活動 (課題活動・一斉活動・自主活動等) 10:00-11:00
給食準備(手洗い・うがい) 11:00-11:30
給食 11:30-12:30
自発的な遊び ※ (園児自ら選び生み出す遊び) 12:30-13:30
おやつの準備 13:30-13:50
おやつ 13:50-14:10
帰りの準備 14:10-15:00
降園 15:00

※ 自発的な遊びの時間は年齢・時期によって昼寝の時間になります。

(3) 主な行事【行事の内容は園によって変更・追加することがあります】

4月	入園のつどい	10月	園内運動会 内科健診・歯科健診
5月	内科健診・歯科健診	11月	
6月		12月	生活発表会・お楽しみ会
7月	七夕会	1月	
8月		2月	節分
9月		3月	ひな祭り会・卒園式

(4) その他

避難訓練、不審者訓練、交通教室、身体測定、誕生日会、保育参観、個人懇談会
食育指導、歯磨き指導、遠足、昼寝、検尿、地域交流、保護者の会行事等、乳児
親子で遊ぼう会

5 職員の体制

職員の人数については、別紙を参照してください。なお別紙については職員配置決定後
(2026年4月)に公開します。

・園長	園の業務を統括する。
・園長代理	園長を補佐し、保育内容について保育士を統括する。
・主任保育士	保育に従事し、保育内容について保育士を統括する。
・保育士	保育に従事し、保育計画の立案、実施、記録及び家庭連絡等の業務を行う。
・調理員	給食業務に従事する。
・嘱託医	園児の健康管理等についての業務を行う。
・嘱託歯科医	園児の歯の健康管理等についての業務を行う。
・看護師※	園児の病気や怪我の対応、医療的ケア児等の対応、身体測定等を行う。 ※配置のない園があります。
・事務員※	保育園の事務及び現業に従事する。

6 開所時間

園名	住所 東浦町	平日保育				土曜日保育	祝日保育
		通常	早朝	延長			
		8:00 から 16:00	7:30 から 8:00	16:00 から 18:00	16:00 から 19:00	7:30 から 18:00	
森岡保育園	森岡字岡田 74	●					
森岡西保育園	森岡字森の里 84	●	●		●		
緒川保育園	緒川字笠松 50-1	●	●		●	●	●
緒川新田保育園	緒川字肥後原 1-28	●	●		●		
石浜保育園	石浜字白山 1-3	●	●		●	●	
石浜西保育園	石浜字三本松1-1	●	●		●		
生路保育園	生路字梨ノ木 62-2	●	●	●			
藤江保育園	藤江字仏 131	●	●		●		

7 休園日

日曜日、年末年始（12月29日から1月3日）、土曜日（保育の必要な方のみ緒川保育園、石浜保育園にて実施）、祝日（保育の必要な方のみ海の日以降に緒川保育園にて実施）

8 保育料

(1) 3～5歳児の保育料

「幼児教育・保育の無償化」により、3～5歳児の教育・保育認定児の保育料は無償です。

ただし、早朝保育料、短時間認定児における延長保育料、給食費、祝日保育料は有料になります。

(2) 0～2歳児の保育料

0～2歳児の保育料は、児童と同居する扶養義務者（父母、又は祖父母）の課税状況により、児童の年齢に応じて階層別に決定します。

※詳細は町ホームページをご覧ください。

9 早朝・延長・祝日保育

区分	曜日	利用時間	0～2歳児	3～5歳児
早朝保育	月～土曜日	7:30-8:00	800円/月	
延長保育*	月～土曜日	16:00-17:00	1,000円/月	
保育短時間	月～土曜日	16:00-18:00	2,000円/月	
認定者	月～土曜日	16:00-19:00	4,000円/月	
祝日保育	祝日	7:30-16:00	2,000円/日	1,000円/日
	祝日	7:30-18:00	2,500円/日	1,500円/日

・延長保育料については、世帯の状況により減免制度があります。

※詳細は町ホームページをご覧ください

・早朝延長保育、土曜日、祝日保育は必要な日、時間のみの利用に限ります。保護者のいずれかが休暇等を取得した場合は利用できません。

・利用料が滞納となった場合は利用を中止させていただきます。

・早延長保育の利用をされていない方も、一度でもお迎えが16時を過ぎた場合や8時より前に預けた場合は早延長保育使用料の徴収対象となります。

・時間内にお迎えできない等、施設の運営にご協力いただけない場合は、早延長保育の利用をお断りさせていただく場合があります。

・早延長保育は月額での徴収となり、日割りはありません。そのため、土曜日・祝日の延長保育は18時までしか利用できませんが、平日に19時まで利用申請されている方の延長保育料は月額4,000円(減免がない場合)となります。